

# 役員等報酬に関する規程

社会福祉法人一寿会

## 役員等報酬等に関する規程

### (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人一寿会（以下「法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第二条 この規程でいう役員等とは、会長、理事、監事及び評議員をいう。

- (1) 常勤役員とは、法人が定める場所に勤務する者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、前号に定める者以外の役員をいう。

### (報酬等の支給)

第三条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

### (報酬等の算定)

第四条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、別表2に定める額を支給する。
- (3) 職務上の交通費については役員等費用弁償規程に基づき支給する。

### (法人職員との併給)

第五条 法人及び施設に勤務する職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、別紙3に定める額を併給する。

### (報酬等の支給方法)

第六条 役員等に対する報酬支給時期は、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、法人給与等支給規則第4条に準じた日とする。

- 2 評議員会及び理事会に出席したことに対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第七条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの俸給を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、そのつきの総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基準として日割によって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第八条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭円未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(退職金の支給)

第九条 役員(非常勤の理事及び監事を除く)が退任した時は、退職金を別表4に基づき算出された額を上限に、理事については理事会で決議し、監事、評議員については評議員会で決議して支給する。但し、法人及び施設に勤務する職員を兼務し職員給与を支給している役員については、法人及び施設職員の退職金に関する規定による額を支給する。

(功労金の支給基準)

第十条 在任期間中、特に功労があったと認められる役員に対し理事会の決議を経て、別表4に規定する額を上限として功労金を支給することができる。

(退職金の支給方法)

第十一条 退職金及び功労金は最終退任時に合算して支給する。

2 役員が在任中死亡した時は、退職金及び功労金を弔慰金として遺族に支給する。

3 銀行口座振り込みにより支給する。

(公表)

第十二条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第十三条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第十四条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規定は平成29年6月17日から施行する。

この規定は令和4年4月1日から施行する。

この規定は令和5年11月21日から施行する。

別表 1

＜常勤役員の報酬＞

役員報酬

号俸	支払基準額（月額）
1号俸	350,000円
2号俸	450,000円
3号奉	550,000円
4号奉	650,000円
5号奉	750,000円
6号奉	850,000円
7号奉	950,000円
8号奉	1,000,000円
9号奉	1,100,000円
10号奉	1,200,000円
11号奉	1,300,000円

※法人運営・経営の実績及び経験年数に基づき号俸を理事会で決定する。

※法人及び施設に勤務する職員を兼ねる理事は別表3号に基づく。

別表 2

＜非常勤役員等の報酬＞

理事

理事会への出席	30,000円
上記の他、法人業務 のための出勤	30,000円

監事

監事監査への出席	40,000円
上記の他、法人業務 のための出勤	30,000円

評議員

評議員会への出席	30,000円
上記の他、法人業務 のための出勤	30,000円

評議員選任・解任委員

委員会への出席	30,000円
上記の他、法人業務 のための出勤	30,000円

別表 3

＜法人及び施設に勤務する職員を兼ねる理事の報酬＞

役員報酬表Ⅱ

号俸	就任期間	基準額（月額）
1号俸	1期・2期	30,000円
2号俸	3期・4期	40,000円
3号俸	5期・6期	50,000円
4号俸	7期・8期	60,000円
5号俸	9期・10期	70,000円
6号俸	11期・12期	80,000円
7号俸	13期・14期	90,000円
8号俸	15期・16期	100,000円
9号俸	17期・18期	110,000円
10号俸	19期以上	120,000円

※通常は法人経営の実績及び就任期間に基づき号俸を理事会で決定する。

※但し、経営の実績が著しく損なわれた場合はこの限りではない。

## 別表 4

### (1) 常勤役員の退職慰労金の算定式

＜最終報酬月額×在任年数×係数＝退職慰労金＞

係数

役 職	係 数
理事長	2. 0
常務理事	—
理事（兼務職員）	—

### (2) 非常勤役員の退職金

役 職	退職金（円）
非常勤理事	200,000
評議員	200,000
監事	200,000

### (3) 役員の功労金

区 分	1人当りの上限（円）
理事長	1,000,000
常務理事	500,000
理事（兼務職員）	200,000
非常勤理事	100,000
評議員	100,000
監事	100,000

### (4) 退職金の減額

故意または重大な過失等により法人に損害を与えた、または名誉を傷つけた者については、理事会の決議により退職金慰労金を減額することができる。

### (5) 在任年数

上記在任年数は1ヶ年単位し、1年未満の端数がある場合には、その端数を1年に切り上げる。